

2008年9月11日  
(平成20年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

所管する情報処理システムの運用管理事務に係るコンピュータ処理について（答申）

2008年8月25日付けで諮問（第344号）された所管する情報処理システムの運用管理事務に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

住民記録，税システム，国保等保健福祉システムなどの基幹業務系のオンラインシステムは，昭和61年度から順次稼働し住民サービスの中心的な役割を担っている。

この業務系端末機の運用にあたっては，各業務システムへのログインについては，利用を許可された担当者ごとに「ID及びパスワード」により行い，各システムごとに管理している。

また，業務系端末機の起動及びスクリーンセーバの解除にあたっては，端末機を利用する担当者共通の「ID番号及びパスワード」により行うものとし，「ID番号及びパスワード」については，IT推進課のコンピュータ室に設置する管理サーバにより管理してきた。その後，平成14年5月に策定した「藤

沢市情報セキュリティポリシー」においても、「アクセス制御」について規定し、同様の運用及び管理を行ってきたが、この度、情報セキュリティの向上を図るため、業務系端末機の起動及びスクリーンセーバの解除について、「ID番号及びパスワード」から、「指紋認証」に変更することとした。

この「指紋認証」のシステムについては、既に職員情報ポータル（旧統合OAシステム）において使用しており、平成18年2月9日開催の第11回個人情報保護制度運営審議会において、既に諮問し承認をされているが、新たに業務系オンライン端末機の運用において指紋認証を行うもので、業務系端末機の起動及びスクリーンセーバの解除に際して、指紋認証についてコンピュータ処理を行っているので、条例第18条コンピュータ処理の制限に基づき、個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) コンピュータ処理の必要性について

本システムは、原則として業務系端末機を操作することが許可された担当者が利用することを前提としており、システムへのログインについては、担当者が操作する端末機の指紋情報読み取り装置から指紋情報データを入力する方法で行うが、入力されたデータは、指紋情報データを管理する認証サーバにアクセスし、認証サーバが即時に担当者の権限の正当性を判断し、システムを起動する許可を与える仕組みと、操作記録を保存し万一の時の原因究明等に対応できる仕組みとなっている。

このため、操作する担当者を認証するためのデータである指紋情報データは、その情報量及び業務の円滑化のため、コンピュータにより保存及び管理する必要がある。

(3) ログインにおいてコンピュータ利用する個人情報

ア 指紋情報

特徴点とリレーション方式による指紋の特徴点とリレーション

(ア) 特徴点とは

指紋の紋様をつくる盛り上がっているところを「隆線」と呼ぶ。

この隆線には、切れている部分と分岐しているところがある。

切れている部分を「端点」と呼び、分岐しているところを「分岐点」と呼ぶ。

この「端点」と「分岐点」の両方をあわせて「特徴点」と呼んでいる。

通常の指紋だと指紋の中心部分に特徴点は、約50点ほどある。

この特徴点から得られる「位置」と「方向」を特徴点の基本情報として取り扱う。

(イ) リレーションとは

特徴点と他の特徴点との間を横切る「隆線」の数の情報で、特徴点の情

報に付加することにより、特徴点の位置と方向の情報だけを使った場合に比べ、照合精度は格段に向上する。

#### イ 管理情報

職員番号、氏名

#### (4) 実施年月日

平成20年10月

#### (5) データ管理

データの管理にあたってはIT推進課が管理している、コンピュータ室内に設置する指紋情報認証サーバで管理・保存する。

また、コンピュータ室への入退室については、入室できる人員を制限し指紋による生体認証を行うとともに、監視カメラにより厳重な管理を行っている。

#### (6) セキュリティ対策

今回導入する認証装置は、指紋を画像ではなくデータとして認識するものであり、データ情報から指紋を再生することはできない。また、指紋情報読み取り装置とサーバ間のデータ情報のやりとりは暗号化して通信する仕組みとなっている。

また、本システムの運用にあたっては、藤沢市情報セキュリティポリシー及び藤沢市コンピュータ管理運営規程に基づき、個人情報の保護ならびに安全対策を図っていく。

#### (7) 提出資料

ア 生体（指紋）認証システム概要

イ 個人情報取扱事務届出書

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

#### (1) コンピュータ処理する必要性について

本システムは、原則として業務系端末機を操作することが許可された担当者が利用することを前提としており、システムへのログインについては、担当者が操作する端末機の指紋情報読み取り装置から指紋情報データを入力する方法で行うが、入力されたデータは、指紋情報データを管理する認証サーバにアクセスし、認証サーバが即時に担当者の権限の正当性を判断し、システムを起動する許可を与える仕組みと、操作記録を保存し万一の時の原因究明等に対応できる仕組みとなっている。

このため、操作する担当者を認証するためのデータである指紋情報データは、その情報量及び業務の円滑化のため、コンピュータにより保存及び管理する必

要がある。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理をする必要性があると認められる。

(2) 安全対策について

実施機関では、安全対策として以下ア及びイに掲げる措置を講じることとしている。

ア データの管理にあたってはIT推進課が管理している、コンピュータ室内に設置する指紋情報認証サーバで管理・保存する。

また、コンピュータ室への入退室については、入室できる人員を制限し指紋による生体認証を行うとともに、監視カメラにより厳重な管理を行っている。

イ 今回導入する認証装置は、指紋を画像ではなくデータとして認識するものであり、データ情報から指紋を再生することはできない。また、指紋情報読み取り装置とサーバ間のデータ情報のやりとりは暗号化して通信する仕組みとなっている。

また、本システムの運用にあたっては、藤沢市情報セキュリティポリシー及び藤沢市コンピュータ管理運営規程に基づき、個人情報の保護ならびに安全対策を図っていく。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以 上